

遺言執行士

NEWS RELEASE

2015年9月13日

一般社団法人 日本遺言執行士協会



平成27年11月1日 遺言執行士試験実施。
オンライン試験を受けられない人のため、年一回の
ペーパー試験が東京で実施される。



民間資格『遺言執行士』は、遺言者の意思を最大限尊重し、相続人のために正確・迅速な遺言執行することで、遺産相続をめぐる紛争を予防し、円滑な資産移転を図り、広く社会に貢献することを目的として昨年誕生した。

この試験はオンライン受験が原則だが、インターネット環境が整っていないとかPCの操作が苦手だという人の要望により毎年1回ペーパー試験を実施することになった。

受験資格

受験資格はなく誰でも受験できるが、民法上未成年者は遺言執行者となれないため、概ね18歳以上の人が対象となる。

試験形式・範囲

試験形式・範囲は、オンライン試験と同じで、全30問の4択一式とし、21問(70%)以上正答すれば合格とされる。試験時間は90分で、民法の相続法を中心に15問、遺言・遺言執行に関する問題12問、相続税法に関する問題3問を目処に出題される。

申込方法・期間

平成27年9月13日から、平成27年10月20日(当日消印有効)まで。受験申込は、所定の受験申込書(電話又はFAXで請求。なお、協会HP <http://igon.co.jp/> からダウンロードも可能)を利用すること。

試験について

試験日時は、平成27年11月1日(日)午前10時30分～12時00分。

試験会場は、東京都港区新橋1-18-19キムラヤオオツカビル7階のJWAセミナールーム。

受験申込・問い合わせ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番28号クリムゾン永田町ビル6階

一般社団法人日本遺言執行士協会 事務局担当 下畠(シモハタ)

電話 03-6273-3941 FAX 03-5251-4278 [Email] shimohata@igon.co.jp